

がじまる

2011

秋号

平成23年11月1日

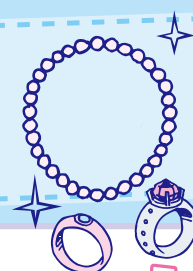
No.364

発行/沖縄県県民生活センター
電話 (098) 863-9212
〒900-0036 那覇市西3丁目11番1号
沖縄県三重城合同庁舎4階

「くらしの情報誌がじまる」は、沖縄県県民生活課のホームページでもご覧いただけます。 <http://www.pref.okinawa.jp/seikatsu/>

消費生活相談事例

『指輪やブレスレット等貴金属を後払い購入
→即転売→現金入手』の落とし穴



相談事例

消費者金融などから借金ができず困っていたところ、郵便受けに入っていた『現金が必要な方へ♪即日現金化!お気軽にお電話ください』というチラシで宝飾品店Aを知った。A店に行くと、まず「いくら必要ですか?」と聞かれ「7万円」とこたえたと「それではこちらのブレスレットを…」と10万円の値がついたブレスレットの購入を勧められた。購入代金は分割払いでよいというので、毎日2千円ずつ50日間で支払う売買契約書にサインをし、ブレスレットを受け取った。その後すぐにA店で紹介された買い取り業者Bへブレスレットを買い取ってもらい、現金7万円を手に入れることができた。しかし、翌日から始まったA店への毎日2千円の支払いは、5日目まではなんとか工面したが、6日目以降滞ってしまった。支払いを待ってくれるよう頼んだが聞いてもらえず、A店の社員が職場に取り立てに来るようになり、怖くて仕事も手につかず、不安で夜も眠れない日々が続いている。

アドバイス

相談者は、その日のうちに現金7万円を手に入れることができましたが、同時に、50日間毎日2千円ずつ返済しなければならない借金を負うことになりました。10万円で購入した商品を7万円で買い取ってもらったので、差額の3万円を金利に見立てると、出資法の上限である20%を大きく上回ります。このような現金化は、簡単に現金を手に入れられますが、高い利息で借金したのと同じで、結果として債務を増やすことになります。絶対利用しないでください。

ご相談ください

県民生活センターでは、借金に関する相談にも応じております。ぜひご相談ください。
また、脅迫的な取り立てにあった場合は、すぐに警察へご相談ください。

★全国の消費生活センターにも同様の相談が寄せられています。

独立行政法人国民生活センターのホームページで情報提供をしていますのでご覧下さい。
「金貨の“即”現金化!」に注意! - 後払い、転売で負債が膨らむトラブルが増加 -
(http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20100901_2.html)

県民生活センターはこんな仕事をしています

消費生活相談

くらしにおける

- ①商品・サービスの契約に関するトラブル相談
- ②商品の品質などについての問い合わせを受け付けて問題解決のお手伝いをします。

消費者教育講座

主体性のある消費者として豊かな暮らしをするために必要な知識についての、各種講座を実施しています。

商品テスト

日常生活用品の品質や機能・安全性についてのテストを行っています。

- ①消費者から持ち込まれた苦情・依頼テスト
- ②その他、学習のための簡易テスト

消費生活情報の提供

暮らしに役立つ情報・消費生活相談関係のパネル展示・資料配付等を行っています。

インターネットトラブル、訪問販売、悪質商法など 消費生活で困ったときは、ご相談ください

月曜日～金曜日

(土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始は休み)

9:00～12:00・13:00～16:00

- ① 県民生活センター(三重城合同庁舎4階) ☎(098)863-9214
- ② 宮古分室(宮古合同庁舎1階) ☎(0980)72-0199
- ③ 八重山分室(八重山合同庁舎1階) ☎(0980)82-1289



ホームページアドレス <http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=61>



まもろうよ みなを
消費者ホットライン ☎ 0570-064-370

最寄りの消費生活相談窓口につながります

★ご希望の方に左の「訪問販売お断り」シールを差し上げています。
(お問い合わせ ☎098-863-9212)

再生紙を使用しています。